

第5章 救援（その2）

6 医療活動

指定公共機関である医療機関は自ら業務計画を定めて医療業務を行う。

都道府県知事は、応急的な医療を提供する。この為、

避難所に医療施設開設&救護班の巡回

消防、状況により自衛隊衛生部隊

健康診断、健康相談窓口

広域後方医療施設への搬送

東京DMAT的な医療体制

（災害時医療の研修を受けた医師、看護師のチーム）

医療機関に対する医療の提供委託、要請或いは指示による医療体制の確立



（阪神淡路大震災時における医官による診療：国民保護における自衛隊の役割へ）

東京DMAT（Disaster Medical Assistance Team）について

東京都では、地震などの自然災害を始め、都市型災害の現場で救急隊と連携した救命処置等を行うための全国初の災害医療派遣チーム（東京DMAT）を、平成16年8月に発足させ、逐次増強中である。これらのチームは専門的な研修を終了した医師・看護師等で編成されている。平成17年9月東京都の報道発表によれば、13病院、約250名の隊員が指定されている。

7 被災者の捜索及び救出

- 救出の 85%は家族や近隣住民による。
(阪神淡路大震災の例)
- 近隣住民等によって救出できない場合：警察や消防、状況により自衛隊の捜索活動
この際、捜索救助機関に対する詳細具体的な行方不明者に係る情報（確定、否定）
の提供が迅速な救出に不可欠
- 負傷者に対する 1 次救命手当て（住民全てが実行し得るよう訓練）実施の可否が救命率左右

自助・共助たる自主防災組織や住民の役割極めて大



(阪神淡路大震災時の捜索状況)

8 物流管理

阪神淡路大震災時の例

全国からの救援物資等が被災地周辺に大量に滞留

自衛隊部隊が出動して滞留物資の仕分け、保管、配分等の端末地業務を実施

埼玉県国民保護計画：救援物資を県内 4 箇所を受入れ、一括集中管理